



日本弁理士会 副会長  
河野 哲

## 弁理士法の5年後の見直しについて

### 今月のことば

#### 一. まえがき

平成13年に弁理士法全面改正の施行に際し、同法付則では施行後5年経過時点で必要がある場合弁理士法を見直すと規定している。今年度は弁理士法が改正されてちょうど5年目になり、平成18年が5年後に当たる。これを受けて現在弁理士会では見直し作業に取り掛かっているところである。

今年度4月から特許庁との会合が開始し、主に試験研修制度の見直しに関して議論を進めてきた。7月21日からは知財研において「今後の弁理士制度のあり方に関する調査研究委員会」が始まり、いよいよ5年後の見直し作業が本番を迎えたところである。

現在の状況及び今後のスケジュールについてお知らせし、衆知を結集して、より良い弁理士制度を築いて行きたい。

#### 二. 見直し項目

平成13年度に行われた改正項目の柱は以下の3点に絞られる。①弁理士試験制度の変更、②業務範囲の拡大、③特許業務法人制度の導入、である。更に平成15年度に特定侵害訴訟代理人制度も導入された。

今回見直される項目はこれら4点を中心ではあるが、上記知財研の委員会においてはこれら4点に限らず、現在の弁理士制度を高い観点から調査し、幅広い検討を進めて、弁理法の改正を行うという方針で動いている。

弁理士法の問題点の抽出のため、知財研では弁理士アンケートと共に大企業アンケート、中小企業アンケートを実施し、ユーザの声を聞きつつ見

直しを行うこととなっている。主なアンケート内容を紹介すると以下のとおりである。

1. 拡大された業務範囲の全体業務に占める割合及びユーザの利用度と評価
2. 産業財産権以外に弁理士が身に付けるべき能力、知見
3. 明細書等の書類作成者は誰か
4. 弁理士試験の必須科目と免除規定の見直し
5. 弁理士の資質の確保の必要性和担保手段
6. 弁理士試験合格後の研修内容
7. 弁理士登録後の研修
8. 現行特許業務法人制度の問題点
9. 弁理士倫理、利益相反
10. 特定侵害訴訟代理業務試験の継続の必要性
11. 特定侵害訴訟代理業務試験・能力担保研修の見直し
12. 弁理士の情報開示内容と格付けの必要性
13. 実務能力向上策
14. 弁理士増加の必要性
15. 弁理士業務範囲の更なる拡大の必要性
16. 弁理士への業務依頼の内容と比率
17. 外国出願等への弁理士の関与の度合
18. 法人代理、従業員代理の必要性

これら知財研のアンケートと並行して、弁理士会でもユーザアンケートを実施し、改正の方向性を議論して行く。

#### 三. 今後のスケジュール

知財研では、8月にアンケート実施、10月にアンケート結果報告、平成18年1月に報告書案の検討が成されて一応の結論が出される。

更にこの結論に基づき産業構造審議会が平成

18年2月頃から開始され、平成19年2-6月の国会に改正法案が提出される。そして国会議決を経て、平成20年4月施行というスケジュールで進むこととなっている。

従って、実質的審議は今年度中に行われるので、弁理士会としては、この審議スピードに追従していかなければならない。会員の皆様方のご理解、ご協力をお願い致します。

#### 四. 試験研修制度について

試験研修制度の見直しとして現時点で纏まっている内容について報告する。

4月より弁理士法改正特別委員会において審議を進めて頂いており、更に特許庁の総務部長との懇談会を経て、在るべき弁理士像に必要な「ミニマムリクワイアメント」を追求してきた。その結果、「ミニマムリクワイアメント」として以下の内容に至っている。

1. 弁理士を「技術と法律の素養を具える知財の専門家」として位置付けている。
2. 専権業務に関する素養
  - (1) 産業財産権法、民法（部分）、民事訴訟法（部分）、知的財産関係条約についての専門家と言えるだけの知識を具えること。
  - (2) 業務の遂行に支障を生じないだけの技術的理解力を具えること。
  - (3) 報酬業務を行えるに足る実務能力を具えること。
  - (4) 外国からの依頼業務の遂行に支障を生じないだけの国際的制度についての知識を具えること。
  - (5) 審決取消訴訟に代理人として関われるだけの法的知識と実務能力とを具えること。
3. 産業財産権に密接な周辺業務に関する素養
  - (1) 著作権法についての基本的知識を具えること。
  - (2) 不正競争防止法についての基本的知識を具えること。
  - (3) 契約・紛争処理についての基本的知識（民法（一部）・民事訴訟法（一部））を具えること。
4. 特化の対象となる周辺業務に関する素養
  - (1) 補佐人として訴訟に広く関われるだけの法的知識と実務能力とを具えること。
  - (2) 外国関連業務の遂行に支障を生じないだけ

の知識と実務能力とを具えること。

- (3) ADRの代理を行えるだけの知識と実務能力とを具えること。
  - (4) 契約代理を行えるだけの知識と実務能力とを具えること。
  - (5) 関税込率法上の認定手続における代理を行えるだけの知識と実務能力とを具えること。
5. 対人関係に関する素養  
他人との相談・情報交換・折衝を適正に行えること。
  6. 担保手段

1に関しては短答式必須試験・論文式必須試験・必須研修で、2に関しては短答式必須試験で、3に関しては論文式選択試験・必須研修で、4に関しては口述必須試験で担保することを考えている。

しかし、その詳細に関しては以下に示すような更なる検討が必要である。

- ① 技術、民法、民訴法は試験あるいは研修のどちらで担保するか。
- ② 実務研修は、OJTか座学か。
- ③ 研修は登録前研修か、登録後研修か。
- ④ 研修はどのような機関、例えば研修所、大学、情報・研修館で行うか。
- ⑤ 短答式試験に各法毎に最低限合格ラインを設けるか。
- ⑥ 試験・研修免除規定はどうするか。
- ⑦ 既登録者の研修はどのように担保するか。

#### 五. 人材育成について

上記のような試験研修で最低限の質的担保は図れると思うが、登録後における専門性の更なる向上に関しては、自己研鑽を基本としつつも、知財ビジネスアカデミーのような研修機関を利用し、ユーザが真に求める弁理士を育て上げて行かなければならない。そのため本年度人材育成WGを立上げ、中長期視野での検討を開始した。

#### 六. おわりに

以上、弁理士法の5年後の見直しについて説明したが、弁理士制度のあるべき姿を探索しつつ、より良い弁理士制度が確立するよう会員の皆さんと共に考えて行きたいので、ご協力をお願いする次第である。